

成年後見制度意識調査票

「意識調査」へのご協力をお願い

～あなたの声をまちづくりに～

平素から、本市の福祉行政の推進につきましては、ご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

宇部市では、令和2年宇部市成年後見センターを設置し成年後見制度の啓発や利用促進に取り組んでいます。そして、「(仮称)宇部市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」)策定のため、宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会を設置し審議を行っています。基本計画策定にあたり、金融機関の皆様が成年後見制度に対し、どのような意識をお持ちであるのか、また、業務上のお困りごとをお伺いし、基本計画策定の参考とさせていただきたいと考えています。そのため「成年後見制度意識調査」の名称で、市内金融機関の皆様のご回答をお願いする調査を実施します。

突然のお願いで恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

● 金融機関の皆様へお願いしたいこと

各金融機関で窓口業務や実際にお客様と関わっておられる職員の皆様は、「成年後見制度意識調査票」にご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

● 金融機関の選び方

宇部市内で窓口業務されている金融機関を対象とさせていただきました。

● 今回お送りしたもの

成年後見制度意識調査票、返信用封筒

● プライバシーの保護について

この調査は、皆さまから無記名でご回答いただくものであり、回答結果は統計的に処理し、金融機関名や個人のお名前が公表されることはありません。

【ご回答にあたって】

ご使用いただく筆記用具は、どのようなものでも構いません。

ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、あるいは具体的な内容をご記入ください。

記入されました成年後見制度意識調査票は、お手数ですが、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに令和2年 月 日()までに、郵便ポストへ投函してください。

★ご不明な点のお問い合わせは★

宇部市役所 地域福祉・指導監査課 宇部市成年後見センター
担当：兼重・小倉 電話34-8386 FAX22-6028 まで

問4 問3で1～8と回答された方にお聞きします。次の中で対応を依頼したり、ご本人や家族に相談を勧めたりする関係機関等がありますか。(あてはまるものにすべて○)

- | | | | | | | | |
|----|------------------|---|--------------------------|---|------------|---|-------|
| 1 | 地域包括支援センター | 2 | 居宅介護支援事業所 | 3 | 障害者相談支援事業所 | | |
| 4 | 警察 | 5 | 家庭裁判所 | 6 | 宇部市社会福祉協議会 | 7 | 年金事務所 |
| 8 | 医療機関 | 9 | 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職 | | | | |
| 10 | 宇部市役所 (課名:) | | | | | | |
| 11 | その他 () | | | | | | |
| 12 | どこに相談すればいいかわからない | | | | | | |

問5 成年後見制度の利用が望ましい方へ制度の利用を勧めることがありますか。

- | | | | |
|---|----|---|--------|
| 1 | ある | 2 | ない→問7へ |
|---|----|---|--------|

問6 問5で1 あると答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用を勧めるにあたり、困ることが以下の中にありますか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 本人・家族が必要性を感じていない |
| 2 | 成年後見制度について説明できない |
| 3 | 成年後見制度の利用で解決できる事なのかわからない |
| 4 | 成年後見制度の相談窓口がわからない |
| 5 | その他 () |
| 6 | 成年後見制度の説明ができる職員がいるので困ることはない |

問7 成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われませんか。
(もっとも近い意見1つに○)

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 既に必要な知識は持っている |
| 2 | より詳しく知りたい |
| 3 | 概要くらいは知りたい |
| 4 | あまり知りたいと思わない |

問8 宇部市成年後見センター(宇部市役所地域福祉・指導監査課内)をご存じですか?

- | | | | |
|---|----|---|-----|
| 1 | はい | 2 | いいえ |
|---|----|---|-----|

問9 宇部市成年後見センターでは出前講座「成年後見制度をご存知ですか?」を随時開催しております。受講のご希望はありますか。

- | | | | |
|---|----|---|-----------|
| 1 | はい | 2 | いいえ→(理由) |
|---|----|---|-----------|

問10 金融機関のお立場から成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会など） |
| 2 制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること |
| 3 相談先が明確であること |
| 4 制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること |
| 5 成年後見制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること |
| 6 財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること |
| 7 金融機関と後見人、医療・介護の支援者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること |
| 8 後見活動で法的な問題が生じた場合、金融機関が弁護士など専門職による助言が得られる体制が整備されること |
| 9 弁護士などの専門職だけでなく、市民後見人による支援体制が充実すること |
| 10 本人の能力や生活状況を踏まえ、適切な後見人が選任されること |
| 11 その他（ ） |
| 12 わからない |

◆成年後見制度等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由に御記入ください。

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

調査は以上で終了です。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

記入されました調査票は、お手数ですが、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに令和2年 月 日（ ）までに、郵便ポストへ投函してください。